

## 判例をよむ



# 債権の消滅時効

橋本 勇

弁護士

## 1 消滅時効と債権の性質

財政が窮屈になったせいも、自治体における債権回収がトピックになっているが、実務においては、消滅時効に適用されるべき法律が問題となることが少なくないようだ。

地方自治法（以下「自治法」という）236条1項は消滅時効の期間についての規定であり、次のように定めている。

「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。」

自治法236条2項は消滅時効の援用と放棄に関するもので、次のように定めている。

「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。」

すなわち、ここでの問題は、①当該債権の消滅時効の期間を5年とするの

か、②消滅時効による権利の消滅は当然に発生し、放棄することができないことになるのかということであり、今回は、これらの問題についての判例を読むことにする。

## 2 判例

消滅時効について直接言及した判例としては次のものがある。

【判例1】 地方公務員の給与（最高裁昭和41年12月8日判決・判例時報470号15頁）

「一般職の地方公務員（以下職員という。）たる教育公務員の日直手当請求権が地方公共団体に対するいわゆる公法上の金銭債権であることはいうまでもないところ、地方自治法（昭和38年法律第99号による改正前のもの。）233条によつて地方公共団体の支払金にも会計法30条が準用されるのであるから、地方公共団体の金銭債権又は地方公共団体に対する金銭債権で、『時効に関し他の法律に規定がないもの』は、5年間これを行えば時効によつて消滅することになる。ところで、地方公共団体の職員には、法律が特に適用を除外したものを除き、労働基準法の規定が原則として適用されると解せられるのであるが（地方公務員法〔昭和34年法律第137号による改正

前のもの。〕58条2項、3項、労働基準法112条参照）、地方公共団体の職員の日直手当は、職員の時間外労働の対償たる性質を有するものであるから、労働基準法にいう賃金であると解すべきであり（労働基準法11条参照）、労働基準法115条は『この法律の規定による賃金、災害補償その他の請求権は、2年間これを行わない場合においては、時効によつて消滅する。』と規定しているので、同法115条の規定は、前記地方自治法233条において準用される会計法30条の『他の法律』の規定にあたるものといわなければならない。そして、前記地方公務員法58条2項は、地方公共団体の職員に関しては、右労働基準法115条の適用を除外していないのであるから、地方公共団体の職員の日直手当請求権は、いわゆる公法上の金銭債権ではあるが、右労働基準法115条の規定により、2年間これを行えば時効によつて消滅するものといわなければならない。」

【判例2】 国家賠償法1条1項の損害賠償請求権（最高裁昭和46年11月30日判決・判例時報585号1頁）

「国または公共団体が国家賠償法に基づき損害賠償責任を負う関係は、実質上、民法上の不法行為により損害を賠償すべき関係と性質を同じくするものであるから、国家賠償法に基づく普通地方公共団体に対する損害賠償請求権は、私法上の金銭債権であつて、公法上の金銭債権ではなく、したがって、その消滅時効については、地方自治法236条2項にいう『法律に特別の定めがある場合』として民法145条の規定が適用され、当事者が時効を援用しない以上、時効による消滅の判断をすることができないものと解すべきである。」

【判例3】 国の安全配慮義務違反による損害賠償請求権（最高裁昭和50年2月25日判決・判例時報767号11頁）

会計法30条が「5年の消滅時効期間を定めたのは、国の権利義務を早期に決済する必要があるなど主として行政

上の便宜を考慮したことに基づくものであり、国の安全配慮義務違反による損害賠償義務については、そのような行政上の便宜を考慮する必要はなく、また、国が義務者であっても、被害者に損害を賠償すべき関係は、公平の理念に基づき被害者に生じた損害の公正な填補を目的とする点において、「私人相互間における損害賠償の関係とその目的性質を異にするものではない」ことを理由として、民法の規定をもって「法律に特別の定め」に該当するとした。

【判例4】 水道使用料（東京高裁（平成13年（ホ）928号）平成13年5月22日判決・判例集未登載）

「水道供給事業者としての被控訴人〔地方公共団体〕の地位は、一般私企業のそれと特に異なるものではないから、控訴人と被控訴人との間の水道供給契約は私法上の契約であり、したがって、被控訴人が有する水道料金債権は私法上の金銭債権であると解される。」

【判例5】 病院の診療報酬（最高裁平成17年11月21日判決・判例時報1922号78頁）

「公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるから、公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法236条1項所定の5年ではなく、民法170条1号により3年と解すべきである。」

### 3 判例をよむ

判例1は、職員の日直手当（給与）請求権は公法上の債権であるが、労働基準法の職員への適用について定める地方公務員法58条3項が労働基準法11条および115条の適用を認めているから、同手当は、同法11条が定める賃金であり、消滅時効について定める同法115条が適用されるので、自治法236条1項の「時効に関し他の法律に定めがあるもの」に該当するというものであ

り、論理的に整理されたものである。

これに対し、判例2から5は、当該債権は私法上の債権である又は私人相互間における関係と異なるものではないから自治法236条1項が適用されないとしており、これは、判例1とは全く異なる論理構成であり、検討が必要である。

まず、判例2については、公権力の行使による不法行為の成立が認められることになった経緯を理解していないことを指摘しなければならない。すなわち、国家賠償法1条1項は憲法17条の「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。」という規定を受けたものであり、憲法17条は、旧憲法下において国又は公共団体は公務員の不法行為による責任を負わないとされていたこと（国家無答責の原則）の反省から、衆議院による修正によって憲法に定められたものであって、国家賠償法1条1項は民法の特例ではないのである。したがって、「国家賠償法に基づく普通地方公共団体に対する損害賠償請求権は、私法上の金銭債権であつて、公法上の金銭債権ではない」と簡単に言い切ることはできないはずである。ただ、このような性質を持つ国家賠償法1条1項であるが、同法4条は、「国又は公共団体の損害賠償の責任については、前3条の規定によるの外、民法の規定による。」としているので、判例1と同様の論理で、その消滅時効については民法の規定が適用されるという結論に至ることができる。

判例3の論理は判例2のそれと類似しているが、安全配慮義務という債務不履行についてのものである点において異なる。ただ、なすべきことを怠っているということについては、国が優越的地位にあるか否かが影響する余地はないので、私人相互間におけるものと目的性質に異なることはないという判示は首肯できる。

判例4は、公共団体における「水道供

給契約は私法上の契約であり、したがって、被控訴人が有する水道料金債権は私法上の金銭債権である」と簡単に言い切ることができるかは疑問である。すなわち、「普通地方公共団体が経営する簡易水道事業の施設は地方自治法244条1項所定の公の施設に該当する」ので、水道料金について合理的な理由なく差別的取扱いをすることは同条3項に違反するというのが判例（最高裁平成18年7月14日判決・判例時報1947号45頁）であり、市が経営するガス事業の料金は自治法225条が定める公の施設の使用料であるとする判例（最高裁昭和60年7月16日判決・判例時報1174号58頁）もあるにもかかわらず、公の施設の使用料債権が何故私法上の債権なのかについての説明が一切ないのである。判例4は、高裁の判決であり、判例ということに問題がないわけではないが、最高裁が上告受理申立てを不受理とした（最高裁（平成13年（受）1327号）平成15年10月10日決定・判例集未登載）ために、最高裁がその判断を是認したものと理解され、総務省による行政解釈も変更されている。この高裁判決に対する上告受理申立ての理由においては、自治法における水道施設の位置付けから、水道料金債権が公法上のものであることに力点を置いて、自治法236条1項が適用されるべきことが論じられていたが、最高裁はその意味を理解しなかったのである。

判例5は、公立病院における診療について、患者が当該病院施設を利用するという観点ではなく、設置者との診療契約という面からとらえているように思われる。確かに、水道事業やガス事業の場合は、需用者が当該事業の用に供されている施設を利用するという関係でとらえることもできようが、病院の場合にまで、患者が物的存在としての当該病院を利用する関係とすることには無理があろう。特に、そこで使用料とされているのは診療報酬そのものなのであるから、この判例の立場の方が常識的であると思われる。❧